

東京都最低工賃新設・改正計画及び改正状況

東京労働局第9次最低工賃新設・改正計画（平成19年4月～平成22年3月）

| 年 度 | 業 種 | 改正状況 |
|------|-----------|-------|
| 19年度 | 革靴製造業 | 改 正 |
| 20年度 | 婦人既製洋服製造業 | 改 正 |
| 21年度 | 電気機械器具製造業 | 諮問見送り |

東京労働局第10次最低工賃新設・改正計画（平成22年4月～平成25年3月）

| 年 度 | 業 種 | 改正状況 |
|------|-----------|-------|
| 22年度 | 革靴製造業 | 改 正 |
| 23年度 | 婦人既製洋服製造業 | 諮問見送り |
| 24年度 | 電気機械器具製造業 | 諮問見送り |

東京労働局第11次最低工賃新設・改正計画（平成25年4月～平成28年3月）

| 年 度 | 業 種 | 改正状況 |
|------|-----------|-------|
| 25年度 | 革靴製造業 | 改 正 |
| 26年度 | 婦人既製洋服製造業 | 諮問見送り |
| 27年度 | 電気機械器具製造業 | |

東京都における最低工賃決定状況一覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

| 業 種 \ 項 目 | 発効年月日 | 適用委託者 | 適用 家内労働者 |
|--------------|------------------|-------|-------------|
| 東京都電気機械器具製造業 | 平成 19 年 2 月 10 日 | 73 | 1,350 |
| 東京都婦人既製洋服製造業 | 平成 21 年 4 月 1 日 | 222 | 888 |
| 東京都革靴製造業 | 平成 26 年 4 月 13 日 | 111 | 285 |

(注)適用委託者及び適用家内労働者は改正決定時のものである。

東京都電気機械器具製造業最低工賃

| 諮問年月日 | 平成18年7月25日 | 専結年月日 | 平成18年12月7日 | 答申年月日 | 平成18年12月7日 | |
|------------------------|---|---|---------------|-------------|------------|--|
| 公示年月日 | 平成19年1月11日 | 発効年月日 | | 平成19年2月10日 | | |
| 1 適用する 家内労働者 | 東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者 | | | | 1,350人 | |
| 2 適用する委託者 | 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者 | | | | 73人 | |
| 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 | 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ金額欄に掲げる金額 | | | | | |
| 品 目 | 工 程 | 規 格 | 金 額 | | | |
| 電気部品(プリント基板に用いるものに限る。) | 整形のうち、足の曲げ | 2本のリード線について行うもの | 1個につき 1円05銭 | | | |
| | 部品の差し | | 1個につき 1円25銭 | | | |
| | 部品の差し、折り曲げ及び切り | | 1個につき 2円30銭 | | | |
| | 部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ | | 1個につき 5円95銭 | | | |
| | ICの差し | | 足の本数が28本以下のもの | 1個につき 2円50銭 | | |
| | | | 足の本数が30本以上のもの | 1個につき 3円20銭 | | |
| プリント基板 | マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。) | テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの | 1カ所につき 85銭 | | | |
| コネクタ | 差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。) | | 1端子につき 75銭 | | | |
| シールド線 | 端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。) | 1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの | 1カ所につき 2円95銭 | | | |
| | チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。) | 15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの | 1本につき 1円15銭 | | | |
| スライドスイッチ | 端子差し | 単独又は2以上連結した端子 | 1差しにつき 1円00銭 | | | |

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

| 詰問年月日 | 平成20年10月1日 | 専結年月日 | 平成21年2月4日 | 答申年月日 | 平成21年2月4日 |
|---------------------|---|---------|--------------|-----------|-----------|
| 公示年月日 | 平成21年3月2日 | 発効年月日 | | 平成21年4月1日 | |
| 1 適用する 家内労働者 | 東京都の区域内で婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者 | | | | 888人 |
| 2 適用する委託者 | 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者 | | | | 222人 |
| 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 | 次の表の左欄に掲げる品目欄及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額 | | | | |
| 工 程 | 規 格 | | 金 額 | | |
| 身返し端まつり(千鳥) | 針目が3センチメートル間隔に5針以上 | | 1か所につき | 13円 | |
| 身返し星入れ | 針目が3センチメートル間隔に3針以上 | | 10センチメートルにつき | 15円 | |
| すそまつり | 針目が3センチメートル間隔に4針以上 | | 20センチメートルにつき | 16円 | |
| スナップ付け | 1センチメートル型 | | 1組につき | 17円 | |
| かぎホック付け | ウエスト用、前かん | | 1組につき | 22円 | |
| | ウエスト用以外、小、2つ穴 | | 1組につき | 19円 | |
| ボタン付け | 18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき | 根巻き2～3回 | 1個につき | 8円 | |
| | | 根巻き4回以上 | 1個につき | 10円 | |
| | 20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき | 根巻き2～3回 | 1個につき | 9円 | |
| | | 根巻き4回以上 | 1個につき | 11円 | |
| 2つ穴、カボタンつき | | | 1個につき | 14円 | |
| 鎖系ループ付け | 糸ループの長さ3センチメートル | | 1か所につき | 8円 | |
| | 糸ループの長さ5センチメートル | | 1か所につき | 12円 | |
| ベント止め又はプリーツしつけ | ×印しつけ止め | | 1か所につき | 9円 | |
| そで付け裏まつり | 針目が3センチメートル間隔に7針以上 | | 10センチメートルにつき | 16円 | |
| そで口裏まつり | | | 10センチメートルにつき | 15円 | |
| ファスナー裏まつり | | | 10センチメートルにつき | 15円 | |
| 襟付けまつり | | | 10センチメートルにつき | 14円 | |
| ウエスト裏まつり | | | 20センチメートルにつき | 18円 | |
| 肩パット付け | 内パット | | 1組(1着分)につき | 42円 | |
| | 外パット | | 1組(1着分)につき | 40円 | |
| カフス付け | カフスカバーまつり、かんぬき止め | | 1着分につき | 48円 | |
| 襟 付 け | 襟カバーまつり、かんぬき止め | | 1枚につき | 24円 | |
| バックル付け | ベルトの幅が5センチメートルのもの | | 1個につき | 12円 | |

東京都革靴製造業最低工賃

| 諮問年月日 | 平成25年10月1日 | 専結年月日 | 平成26年2月12日 | 答申年月日 | 平成26年2月12日 | | |
|---|---|-------------------|-------------------|---|---|---|------|
| 公示年月日 | 平成26年3月14日 | | 発効年月日 | 平成26年4月13日 | | | |
| 1 適用する 家内労働者 | 東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者 | | | | 285人 | | |
| 2 適用する委託者 | 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者 | | | | 111人 | | |
| 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃 額 | 次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき金額欄に掲げる金額 | | | | | | |
| 業務 | 品目 | 規 格 | | 工 程 (下記の工程すべてを行う場合) | 金額 | | |
| | | 革の種類 | 型及びデザイン | | | | |
| 製 甲 | 紳士靴 | 牛革の銀付き又は ガラス張り | 裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き | 甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け | 653円 | | |
| | 婦 人 | | パンプス | 裏付き、無飾り及びヒール付き | 甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け | 576円 | |
| | 靴 | | ショートブーツ | 裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き | 甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け | 1,031円 | |
| | 靴 | | サンダル | 牛革の地生 | 裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き | 甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け | 496円 |
| 底 付 け (セメントテッド方式によるものに限る。) | 紳士靴 | 牛革の銀付き又は ガラス張り | 裏付き | 中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け | 555円 | | |
| | 婦 人 | | パンプス | 裏付き及びヒール付き | 中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け | 615円 | |
| | 靴 | | ショートブーツ | 裏付き、ヒール付き及びストム付き | 中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け | 711円 | |
| | 靴 | | サンダル | 牛革の地生 | 裏付き及びヒール付き | 中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け | 891円 |
| | 靴 | | サンダル | 牛革の地生 | 裏付き及びヒール付き | 中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け | 496円 |